

ふるさと御所 歴史探訪

石高制と年貢

〈2〉

先月号では、石高制の基本について説明しました。具体的な全体の石高はどうだったのでしょうか。江戸時代初期は、全国の石高は約2千万石弱でしたが、新田開発等によって増加し、後期では約3千万石でした。その頃は、約400万石が幕府領、約260万石が旗本領、約2千300万石が大名領で、残りは天皇領・寺社領等でした。

幕府領のことを一般に「天領」と言いますが、これは明治維新後にできた言葉です。新政権は、徳川氏の所領を召上げて天朝の御領すなわち天領にすることにしたのです。今では、江戸時代にさかのぼって、幕府領のことを天領として一般化しています。しかし、天領には、旧天皇



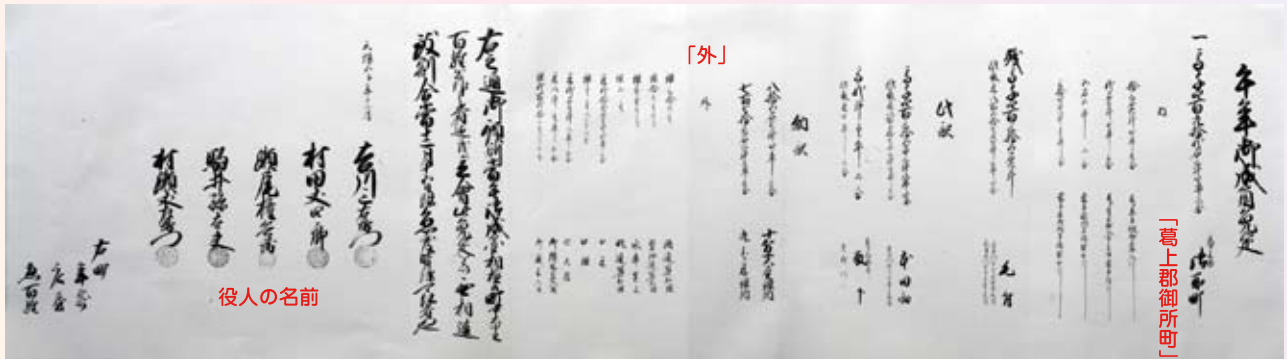
写真1

領も含まれますので、ここでは幕府領とします。江戸時代の文書では、幕府領のことを「御領」（または「御料」）、その他を「私領」としていました。

現在の御所市は、江戸時代の葛上郡62ヶ村、忍海郡6ヶ村から成り立っています。その合計は、約2万6千石で、その半分弱が幕府領でした。文久元年（1861）に作成された御所町（幕府領）の耕地絵図を写真1に示します。村の境界がはっきりしていませんが、同じ幕府領であれば、どの村に属しているのかもかわらないという考えだったようです。

これから、年貢について説明します。支配者から村宛に請求書に相当する「免定」が発行されました。御所町に対する天保5年（1834）の免定を写真2に示します。幕府領は、代官が支配する場合と「大名預り」がありました。大名預りは、幕府が大名に年貢の徴収等の業務を

写真2



役人の名前

委託することです。当時、高取藩預りでしたが、役人の名前が大きく書かれ、宛先が小さいのが特徴的です。

年貢の納入は、「村請制」といって、村で責任をもって納入しなければなりません。未進（滞納）があれば、村で立て替えなければならなかったのです。その具体例については、連帯責任があったとされる「五人組」のところで説明します。

年貢について詳しくは、次号で説明するとして、概要を述べます。まず、村の石高から不作や水害等で収穫がなかった石高を引きます。その残った石高が課税対象となり、「毛付」といいます。それに一定の率を掛けていたものが

年貢の石高になります。この率のことを「免」といいます。

年貢の石高が決まると、その10%にその年の麦の値段（1石当たりの銀価）を掛け、残りの90%に米の値段を掛けて合計し、全額を銀で納入していました。以前、説明したように、大和の幕府領は、皆銀納だったのです。大名領の場合は、米と銀の両方で納めるところが多かったようです。

写真では「外」と書かれた後に数行ありますが、これは、年貢以外の付加税です。これら以外に、住民税に相当する「町入用」が徴収されていました。

〈追記〉
先月号に1反（300㎡）と書きましたが、間違えというご指摘をいただきました。ありがとうございます。面積の単位には、十進法で大きい方から町・反・畝があり、その下に歩（または坪）があります。1畝は30歩で、1反は300歩です。1歩は約3・3㎡ですので、1反は約990㎡になります。今後とも、よろしくお願いいたします。

（文責 中井陽一）